

男女共同参画推進特別措置実施のための副会長に対する経済的支援に関する規則

(平成二十九年十二月二十一日規則第百八十五号)

(目的)

第一条 この規則は、役員選任規程(会規第八号)第四条第五項又は第六項の規定に基づき、男女共同参画推進特別措置実施のための副会長候補者推薦委員会の推薦を経て就任した副会長(以下「男女共同参画副会長」という。)に対し、本会が行う経済的支援について定めることを目的とする。

(支援額等)

第二条 本会は、男女共同参画副会長に対し、副会長報酬規則(規則第百十三号)に定める報酬とは別に、男女共同参画推進支援費として月額二十万円を支給する。

2 男女共同参画推進支援費の支給期間は、男女共同参画副会長に就任した日の属する月から退任した日の属する月までとする。

3 男女共同参画推進支援費の支給方法その他必要な事項は、経理委員会がこれを定める。

附 則

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

2 本会は、平成二十九年十二月八日総会決議による日本弁護士連合会会則第五十六条、第六十一条の四第二項及び第三項、第六十三条第二項から第四項まで、第七十八条の二第五項並びに第七十九条第四項の改正規定(以下「会則改正規定」という。)の施行後五年を経過した場合において、男女の副会長の選任状況、副会長の職務の状況、副会長の職務に関わる環境整備の状況その他会則改正規定及び関連する諸規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じ、所要の見直しを行う。